

## 定例教育委員会

- 1 日 時 平成 26 年 12 月 19 日（金） 午後 3 時から午後 4 時 40 分
- 2 場 所 磐田市役所西庁舎 3 階 特別会議室
- 3 出席委員 青島美子委員長 杉本憲司委員 田中さゆり委員 飯田正人教育長
- 4 出席職員 教育部長 教育総務課長 学校給食管理室長 学校教育課長  
中央図書館長 文化財課長 教育総務課指導主事
- 5 傍 聴 人 0 人

### 教育委員会が決定したもの（議決事項）

#### 1 磐田市立小・中学校処務規程の一部改正について

##### < 学校教育課長 >

小・中学校処務規程の一部改正ということで、審議をお願いしたいと思います。様式第 1 号は、学校教育法第 37 条第 5 項となっておりますが、法改正により第 37 条第 8 項に改めるといことです。次に、様式第 22 号ですが、初任者研修校内指導員、初任者研修拠点校指導員の 2 点を付け加えました。また、様式第 38 号の中で看護休暇の中で「年間 日（残日時数）」を「年間 5 日 + ( )（残日時数）」に改めます。これについては、県からの指導によるものです。この看護休暇については、主に中学就学前の子供が病気等で看護等を必要とする場合に年間 5 日間付与されます。2 人以上の場合には、10 日間ということで付与される訳なのですが、年間 5 日ということ様式に記載します。( ) の箇所は 2 人以上いる場合に書くものです。最後に様式第 55 号です。これは人事意見申出書というもので、例えば、産休や育児休暇などを取得する場合に申し出をしていくときに使う書類です。発令希望年月日というのがありますが、その箇所に、( ) を付ける。( ) の中には発令をされて終了の日を記載します。以上の 4 点の改正になります。

##### < 質疑・意見 >

Q 職務の代理・代行の理解の仕方なのですけれども、この相違について教えてください。

A 校長に事故があって職務ができない状況の場合には「代理」となります。他方、校長が欠けた場合は「代行」となります。

Q 実際に代理などのケースはあるのでしょうか。

A 校長の入院や海外出張などのケースがあります。

Q 看護休暇などの特別休暇に属する部分はいくまでも自己申告ということになるのでしょうか。

A 看護休暇等については、「休暇等承認申請書」による本人の申し出になります。ただ、長期の病気による特別休暇については、診断書が必要になってきます。90日までの特別休暇については市承認でできるのですが、90日を超える場合は県教育委員会の承認が必要になります。

審議の結果、本議案は承認された。

## 各課から報告したもの（報告事項）

### (1)教育総務課

平成26年11月7日午後4時頃、磐田市匂坂中の交差点におきまして、岩田小学校5年生の児童が大型トラックと出会い頭に衝突して救急搬送されるという事故が発生いたしました。その事故の際に豊田中学校1年生の渥美皇輝君、大石裕斗君、茅野匠悟君の3名が事故現場に遭遇して、それぞれの役割分担で、被害児童に声を掛けて励ますことや警察、救急車の要請、岩田小、豊田中への連絡をするなど人命救助をしたという事例がありました。豊田中の3名の行為は、磐田市教育委員会表彰規則第2条第2項第2号の「特に他の模範となる行為があった者」に該当しているということで、教育委員会から表彰をいたしますので、ご報告をしたいと思います。

不審者等に係る注意喚起ということで、学校に通知しております。10月から12月11日現在にかけて、14件不審者情報が報告されております。4月から9月まででは11件でありましたが、ここ1か月半ぐらいでそれ以上の件数が上がっているということで、非常に憂慮すべき状況にあるということです。特に10月からの特徴としては、腕をつかまれたり肩をつかんだりとか体に直接接触する行為というのが多くなっているということで、各学校長宛に本通知文書で注意喚起を行ったところです。学校の方で適切な指導を依頼したところですので、ご報告を申し上げます。

月例報告のうち実施済事業では、12月15・16日は上越市教育委員会視察研修が開催されました。また、予定事業では、平成27年1月23日は教育委員と社会教育委員との情報交換会を予定しておりますので、ご参加をお願いしたいと思います。

< 質疑・意見 >

Q 不審者に関しては、犯人などは特定されてきているのでしょうか。

A 現在では、1件逮捕されている状況です。

Q 犯人の傾向などはつかめているのでしょうか。「いわたホットライン」からの配信を見ると同じ人ではないかと思うところもありますがいかがでしょうか。

A 同じような地域のところはそうかなというところもありますけれども、場所が点々としている場合は特定できるかどうかというところわかりません。

Q 警察は、パトロールなどをしているのでしょうか。

A 教育総務課に不審者情報が学校から入りまして、磐田警察署、防犯協会に一報を入

れますので、警察ではその情報を受けて動いています。また、教育総務課から自治振興課に情報を入れて、自治振興課から「いわたホットライン」でメール配信をします。その前に学校から保護者宛に情報配信されます。

## (2) 学校給食管理室

それでは、実施済事業として、学校給食用めん加工委託工場の指定に係る工場実地調査についてですが、これは学校給食用小麦粉製品加工及び炊飯委託工場指定要領に基づき、2年に1度、県の学校給食会が実施をしているもので、今回、平成27年度及び28年度の2年度間の指定に係る実地調査が、県内で申請のあった21業者を対象に行われ、この中で、本市から申請のあった中西屋に対する調査が11月27日に実施されたため、これに参加をいたしました。中西屋は、1日7,200食の製造規模を有する工場で、当日は、設備の配置や衛生面など57項目について評価を行い、築29年を経過していることから、窓の建てつけや床タイルの破損等についていくつかの指摘はありましたが、全体的には概ね良好な状態でありました。

< 質疑・意見 >

なし

## (3) 学校教育課

English 1 Day Camp についてですが、今回は豊田南小と青城小で開催しまして、参加児童は20名でした。本年度、3学府で実施しました。来年度も同じような形で全学的な取り組みをしていきたいと考えています。市費負担教員の選考試験ですが、無事、第1次試験を終了いたしました。62名の受験者があった訳ですが、4名が辞退し、58名が受験いたしました。また、本課の事業ではありませんが、12月7日に地域防災訓練が行われました。参加状況ですが、昨年度と比較して、今年度は330名増の3,756名の児童・生徒が参加したということで報告を受けております。各学校で呼びかけをして来年度さらにもう少し増えるような働きかけをしていきたいと考えております。その中で、岩田小学校においては、12月7日を学校公開日としており、子供たちが全員参加しています。その取り組みについては、コミュニティ・スクールより地域の防災訓練に子供たちを参加させて欲しいという声があり、学校も防災教育の充実をしていきたいという思いを持っていたので、あわせて公開日としたものです。磐田市のコミュニティ・スクールの具体的な取り組み事例の一つとして報告がありました。

次に、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果についてでございます。結果については、学年の子供たちによって差があるということを前提に報告をさせていただきます。5年生の男子においては、握力、反復横とび、50m走、立ち幅跳びの4種目が全国・県を上回った良い結果でありました。20mシャトルランは、一定時間、音楽に合わせて行ったり来たり走るという持久力を測るテストであり、本市の今回の結果は平均を下回っています。次の5年生の女子については、握力、上体起こし、反復横とび、立ち幅跳びが全国・県平均を上回っております。この反復横とびというのは、ある一定時間、3

本線がありまして横にサイドステップするというもので、敏捷性・瞬発力を測るテストです。男子と同じく 20mシャトルランが本市の今回の結果は平均を下回っています。中学 2 年生の男子においては、握力、上体起こし、長座体前屈、立ち幅跳び、ハンドボール投げの 5 種目について全国・県平均よりも低い結果となっております。中学 2 年生の女子においては、長座体前屈、反復横とび、持久走について全国・県平均を上回っております。そのような結果でありまして、中学 2 年生で課題が出たという結果になりました。市教育委員会としても、結果の公表については、全国学力・学習状況調査と同じような考え方で 12 月中旬にホームページにアップロードいたしました。各学校は 2 月初旬までにその結果を公表していくこととなります。この公表については、分析を公表していくということで、小学 5 年生と中学校 2 年生の保護者には伝達していくということとなります。

< 質疑・意見 >

Q 今後、この結果を踏まえて教育委員会としてどのように分析・評価していきますか。

A まず、本調査における結果の概要については、ホームページ上に載せております「平成 26 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果」の中でお示しております。本調査については、小学校体育連盟、中学校体育連盟が詳細に分析しておりまして、各学校にどのような取り組みをするのか研究をしております。体育連盟と連携協力し情報を共有しながら、各学校の支援をしていきたいと考えております。

各学校において、分析した結果を踏まえ、弱い部分を重点的に日々の教育活動において、取り組むことを行っておりますので、今後も引き続き進めていくようにしたいと思っています。

この分析結果を見ますと、平均と比べても問題がないと思いますので、現在の取り組みを引き続き進めていく方針でよいと考えます。

子供が在学中のことでしたが、当時はボール投げの成績が良くなかった頃で、先生が運動会で行う玉入れで当たっても痛くないものを準備してくださって、みんなで投げながら練習したということがありました。先生も保護者に対して、成績の状況とその改善取り組みについて説明してくださったものですから、保護者も先生と同じ認識に立って協力したということがありました。

#### (4) 中央図書館

中央図書館の本年度の資料点検期間による休館日についてです。平成 27 年 2 月 3 日（火）から 2 月 8 日（日）までを資料点検期間とします。また、月例報告は記載のとおりです。重点事項についてですが、親子ふれあい広場「クリスマスおたのしみ会」を 12 月 6 日（土）に開催いたしました。図書館ボランティア団体のにんぎょうの会と磐田北高校生活文化部による人形劇、紙芝居などを行いました。参加は 128 名と大勢の方に参加していただきました。次に、12 月 8 日（月）にグランシップにおきまして静岡県図書館大会が開催されました。磐田市からは図書館職員 37 名、学校司書 2 名、図書

館協議会委員 6 名が参加いたしました。今回のテーマは、「伝えよう図書館の力、広げよう新たな可能性」で、永年勤続表彰、ライブトーク、7つの分科会などが行われ、総勢およそ 1,000 人の参加者によりまして、盛大に実施されました。ライブトークの中では、「本と人を結ぶためにできること」と題しまして、本を読むことを忘れてしまった人や本に興味のない人にどのように本を届けるか、本を差し出すかというヒントになるお話がありました。図書館といたしましても、本が好きな人だけでなく、本があまり好きでない人をどのように巻き込んでいくかも考えた上で、仕事をしていかなければならないと思ったところです。

< 質疑・意見 >

なし

### (5) 文化財課

重点事項のうち、文化財保護審議会についてですけれども、昨日 10 名の委員のうち 8 名の出席を得て、審議会を開催いたしました。今回の審議会は、新規指定等の審議案件はなく、今年度の文化財に関する調査、業務について報告をいたしました。掛塚の津倉家住宅の寄附に関する事、遠江国分寺整備事業に関する事及び今年 7 月に新たに国有形登録文化財となりました見付の玄妙寺経蔵と門柱及び塀、穂積家住宅長屋門の 2 件、また、文化財調査のうち今年度行ったものとして中泉の府八幡宮楼門内にある市指定文化財の木造隨身像の修復に関する事や見付の栗田家土蔵群の解体に関する事、池田の天白神社の奉納相撲などについて報告を行いました。中でも、委員からは津倉家住宅の活用状況について質問が出されまして、今後は教育委員会に留まらず全庁的に意見聴取ができる体制を整えて検討していく旨を回答いたしました。

次に予定事業についてですが、津倉家住宅の地元向け見学の開催についてです。明日、20 日(土)と 21 日(日)の 2 日間を利用して地元掛塚地区の市民を対象に実施するものです。当日は、職員が主屋内を案内し、地域の貴重な指定文化財の襖などをご覧いただいで歴史・文化にふれていただきたいと思います。次に、歴史文書館主催により「よみがえる遠州の小江戸」と題して企画展を実施いたします。今回の企画展では、掛塚湊における廻船問屋などをテーマとして、来年 1 月 13 日(火)から 2 月 27 日(金)までの 1 か月半開催いたします。また、企画展に先立ちまして、1 月 10 日(土)には町並トークと題して旧竜洋町長の池田藤平氏による講演会を実施し、1 月 17 日(土)には掛塚地区内を散策しながら地域の歴史や文化を知っていただく町並ウォークを開催する予定です。

< 質疑・意見 >

なし

### 教育委員会で協議したもの(協議事項)

## 平成 27 年度版「磐田の教育（概要版）」について

### < 教育総務課長 >

前回に引き続き、「磐田の教育（概要版）」についてです。前回、刊行の目的・目標・3つの方針について御協議をいただき承認されました。前回の御意見から今回は2点検討をお願いしたいと思います。

まず、1点目はタイトルについてです。「磐田の教育（概要版）」というタイトルで昨年度から発行しているという中で、元々は「磐田の教育施策の重点」という形で、PDFにして学校に配布をしていました。その内容は「磐田の教育」冊子の教育施策の部分であり、4月に学校に配布していたということです。4月に「磐田の教育施策の重点」という形で学校に示して、後の肉付け部分として冊子を8月刊行という流れで来ていましたので、「磐田の教育」の冊子の抜粋を概要という形で出しているということで概要版という名称にしてきました。前回の様々な意見の中で、「概要」や「重点」という意味がありますので、一番大事なところという意味で考えれば、概要版ではなくて、「磐田の教育の重点施策」という名称を案として事務局は考えておりますが、その点についてご意見をいただければと思います。

次に、2点目は「方針」という文言についてです。「磐田の教育」での方針と大綱で方針が出た場合に合致していれば問題ないと思いますけれども、多少相違が出た場合にどうするのかという御意見であったかと思えます。御意見を受けて、事務局で検討してまいりましたが、大綱策定前であるということと、教育の方針というものはここでは押さえるべき言葉ではないかということで、27年度の「磐田の教育 概要版」では、そのままの文言で使っていきたいと考えておりますが、その点についての御意見をいただければと思います。

### < 質疑・意見 >

Q 県で年度当初に出しているのはどういったものでしょうか。

A 「教育行政の基本方針と教育予算」です。

学校で学校経営書を作成する上で、8月まで待つことはできなくて、磐田市の教育施策を踏まえて、学校で経営方針を策定することができるように、年度当初の4月に各学校に配布しているという目的があります。

もし、概要版とすると、本来のものがあって概要になるものですから、本来がなくて概要はないということからすると、教育の重点施策の核心をまずお伝えするという意味では、重点施策で私はよいと思います。

「磐田の教育」は、教育施策だけの内容ではありませんから、施策の概要という言い方もあると思います。

磐田の教育にこだわらなくて、磐田市の教育の概要であれば、それでいいと思えますし、磐田の教育を8月に出すにあたっての概要版ということではなくて、磐田市の教育重点施策であるとか、そういう言い方のほうがその性格を表していると思えます。こ

の資料に大要やあらましという言葉があって、よく国が「施策のあらまし」という表現を使っていると思います。そういう文言も使えるのではないかと思います。

「磐田の教育」が固有名詞になっていると思うのですね。それとは分けるために「磐田市の教育」ということであれば、「磐田の教育」とは関係しないものとして捉えることができます。

そもそも概要版は、「磐田の教育」と関係していて、それを先に伝えるという意味でありました。教育の重点施策にしても概要版にしても問題はないと思っています。確かに概要版というと本体があって、その中心的な部分を抜き出すという意味合いと取られかねないとは思います。

重点的にピックアップして出している訳ではなくて、どちらかというところのあらすじのようなイメージだと思います。そうすると、重点施策というよりも概要なら問題なく、教育の概要やあらましなどなら良いとは思いますが、重点施策というところの部分はあります。

重点施策というと、いままでの内容から絞り込むというイメージを持っていたのです。全部を挙げるのではなくて、全体から精選して重点として捉えていくという作業をしなければならぬと考えていました。

磐田市の教育が先にあって、それを表したのが「磐田の教育」の冊子であって、固有名詞になっている訳です。磐田市の教育があって、その重点ということなので、「磐田市の教育の概要」というタイトルがいいのではないかと思います。磐田市の教育は、主にいうところのこういうものであるというのを4月当初に出すという位置づけでよいのではないかと思います。

以上の御意見を踏まえまして、タイトルは、「磐田市の教育の概要」で決定したいと思います。また、方針の文言は従来どおりとさせていただきます。